

改定後	改定前
s t e r a c o d e 包括代理加盟店規約 (国内コード決済用)	
<p>第1条 (加盟店)</p> <p>1. (略)</p> <p>(2) 本規約を承認のうえ、包括代理人をして当社経由で国内コード決済事業者に加盟を申込み、国内コード決済事業者が加盟を認めた第5条第1項で定義される加盟希望者 (以下「店子」といいます)</p>	<p>第1条 (加盟店)</p> <p>1. (略)</p> <p>(2) 本規約を承認のうえ、包括代理人をして当社経由で国内コード決済事業者に加盟を申込み、国内コード決済事業者が加盟を認めた第4条第1項で定義される加盟希望者 (以下「店子」といいます)</p>
<p><u>第3条 (表明・保証)</u></p> <p><u>1. 包括代理人および店子は、当社に対し、本契約締結にあたり、本契約締結日時点および本契約の有効期間中において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証します。</u></p> <p><u>(1) 行為能力</u></p> <p><u>包括代理人および店子は、適用法令上、本契約を締結し、これらに基づく権利を行使し、義務を履行する権利能力および行為能力を有すること</u></p> <p><u>(2) 社内手続</u></p> <p><u>包括代理人および店子は、本契約を締結し、これらに基づく権利を行使し、義務を履行するために、法令および定款その他の社内規則に基づき要求される内部手続を適法かつ適正に完了していること</u></p> <p><u>(3) 適法等</u></p> <p><u>本契約を包括代理人および店子が締結したまたは包括代理人および店子がこれらに基づく権利を行使し、もしくは義務を履行することは、包括代理人および店子に対して適用のある一切の法令、包括代理人および店子の定款その他の社内規則に抵触せず、当該各当事者を当事者とする契約の違反または債務不履行事由とはならないこと</u></p> <p><u>(4) 有効な契約</u></p>	

<p>本契約は、これを締結した包括代理人および店子につき適法、有効かつ拘束力のある契約であること</p> <p><u>(5) 非詐害性</u></p> <p>包括代理人および店子は、現在債務超過ではなく、包括代理人および店子が本契約を締結することは、詐害行為取消の対象とはならず、包括代理人および店子の知りうる限り、本契約について詐害行為取消その他の異議を主張する第三者は存在しないこと</p> <p><u>(6) 提供情報の正確性</u></p> <p>包括代理人および店子が、本契約の締結にあたって、当社に提供した情報は、重要な点において正確であり、かつ、実質的支配者に関する情報を含む重要な情報は全て当社に提供されていること</p>	
<p>第<u>4</u>条（代理権の付与）</p>	<p>第<u>3</u>条（代理権の付与）</p>
<p>第<u>5</u>条（店子の範囲）</p>	<p>第<u>4</u>条（店子の範囲）</p>
<p>第<u>6</u>条（包括代理人による本契約の代理）</p> <p>1. 包括代理人は、当社と店子との間の本契約及びこれに付随する契約の締結、ならびに当該契約に基づく権利の行使、義務の履行、権限の付与（第<u>4</u>条に基づく店子の当社に対する代理権限の付与を含みますがこれに限りません。）、当社からの立替金（第<u>20</u>条第6号にて定義されます。）の受領及び分配、当社からの通知の受領、当社への届出その他当該契約に基づく行為につき、店子から包括的委任を受け、店子を代理して当社と契約するものとします。代理権の有無・範囲について当社に確認の義務はなく、包括代理人の責任において処理するものとします。</p> <p>（略）</p> <p>5. 包括代理人は、店子をして本契約上の義務（念のため付言すれば、第<u>11</u>条第2</p>	<p>第<u>5</u>条（包括代理人による本契約の代理）</p> <p>1. 包括代理人は、当社と店子との間の本契約及びこれに付随する契約の締結、ならびに当該契約に基づく権利の行使、義務の履行、権限の付与（第<u>3</u>条に基づく店子の当社に対する代理権限の付与を含みますがこれに限りません。）、当社からの立替金（第<u>19</u>条第6号にて定義されます。）の受領及び分配、当社からの通知の受領、当社への届出その他当該契約に基づく行為につき、店子から包括的委任を受け、店子を代理して当社と契約するものとします。代理権の有無・範囲について当社に確認の義務はなく、包括代理人の責任において処理するものとします。</p> <p>（略）</p> <p>5. 包括代理人は、店子をして本契約上の義務（念のため付言すれば、第<u>10</u>条第2</p>

項に規定の国内コード決済サービス規約上の義務を遵守する義務を含みます。)を遵守させなければならないものとします。	項に規定の国内コード決済サービス規約上の義務を遵守する義務を含みます。)を遵守させなければならないものとします。
第7条 (営業秘密等の守秘義務)	第6条 (営業秘密等の守秘義務)
<p>第8条 (個人情報の守秘義務)</p> <p>1. 包括代理人及び店子は、包括代理人又は店子が知り得た個人情報を、秘密として保持し、当社の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・漏洩せず、本規約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとします。なお、第11条第2項に定める国内コード決済サービス規約にて別段の定めがある場合には、合わせてこれにも従うものとします (本条各項においても同様です)。</p>	<p>第7条 (個人情報の守秘義務)</p> <p>1. 包括代理人及び店子は、包括代理人又は店子が知り得た個人情報を、秘密として保持し、当社の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・漏洩せず、本規約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとします。なお、第10条第2項に定める国内コード決済サービス規約にて別段の定めがある場合には、合わせてこれにも従うものとします (本条各項においても同様です)。</p>
第9条 (譲渡禁止)	第8条 (譲渡禁止)
<p>第10条 (届出事項の変更等)</p> <p>(略)</p> <p>4. <u>包括代理人及び店子が第3条第1項(6)及び第35条に定める表明保証確約事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、包括代理人及び店子に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、包括代理人及び店子は、これに応じるものとします。</u></p>	<p>第9条 (届出事項の変更等)</p> <p>(略)</p>
<p>第11条 (国内コード決済事業者の規約・法令等への遵守等)</p> <p>(略)</p> <p>2. 包括代理人及び店子は、別紙記載の国内コード決済事業者が定める規約等 (関連する特約等を含み、以下「国内コード決済サービス規約」といいます) 及びゲートウェイ事業者が定める規約 (関連する特約等を含み、以下「ゲートウェイサービス規約」といいます) の内容に同意し、これに記載</p>	<p>第10条 (国内コード決済事業者の規約・法令等への遵守等)</p> <p>(略)</p> <p>2. 包括代理人及び店子は、別紙記載の国内コード決済事業者が定める規約等 (関連する特約等を含み、以下「国内コード決済サービス規約」といいます) 及びゲートウェイ事業者が定める規約 (関連する特約等を含み、以下「ゲートウェイサービス規約」といいます) の内容に同意し、これに記載</p>

<p>されている義務を遵守するものとします。 なお、国内コード決済サービス規約又はゲートウェイサービス規約が国内コード決済事業者によって追加・更新された場合は、本規約第<u>4 6</u>条（本規約の変更）の定めにしたがって最新のものが適用されるものとします。</p>	<p>されている義務を遵守するものとします。 なお、国内コード決済サービス規約又はゲートウェイサービス規約が国内コード決済事業者によって追加・更新された場合は、本規約第<u>4 5</u>条（本規約の変更）の定めにしたがって最新のものが適用されるものとします。</p>
第 <u>1 2</u> 条（サービスセンタへの接続）	第 <u>1 1</u> 条（サービスセンタへの接続）
第 <u>1 3</u> 条（加盟店申込の手続）	第 <u>1 2</u> 条（加盟店申込の手続）
第 <u>1 4</u> 条（包括代理人及び店子への指導）	第 <u>1 3</u> 条（包括代理人及び店子への指導）
第 <u>1 5</u> 条（クレジットカード等取引）	第 <u>1 4</u> 条（クレジットカード等取引）
第 <u>1 6</u> 条（事前承認）	第 <u>1 5</u> 条（事前承認）
第 <u>1 7</u> 条（利用者との売買契約等の締結）	第 <u>1 6</u> 条（利用者との売買契約等の締結）
第 <u>1 8</u> 条（d 払いにおける売買契約等の特則）	第 <u>1 7</u> 条（d 払いにおける売買契約等の特則）
第 <u>1 9</u> 条（広告方法、内容等）	第 <u>1 8</u> 条（広告方法、内容等）
<p>第<u>2 0</u>条（国内コード決済サービスによる取引方法） （略） （6）国内コード決済事業者は、国内コード決済事業者所定の方法・頻度（締日・支払日等）・条件で、商品等の代金及び消費税の合計額を当社に対して支払います（以下「立替金」といいます）。この際、国内コード決済事業者は第<u>2 6</u>条第2項に従って所定の手数料等を控除することができるものとします。ただし、本条に従って国内コード決済事業者所定の処理が完了しなかった場合には、立替金を支払われないものとします。なお、立替金には、国内コード決済事業者が支払いを留保又は拒絶した場合の商品等の代金は含まないものとします。 （略） （8）（7）の支払いに当たって、当社は、第<u>2 6</u>条第2項に従って所定の手数料等を控除ことができ、立替金の支払をそ</p>	<p>第<u>1 9</u>条（国内コード決済サービスによる取引方法） （略） （6）国内コード決済事業者は、国内コード決済事業者所定の方法・頻度（締日・支払日等）・条件で、商品等の代金及び消費税の合計額を当社に対して支払います（以下「立替金」といいます）。この際、国内コード決済事業者は第<u>2 5</u>条第2項に従って所定の手数料等を控除することができるものとします。ただし、本条に従って国内コード決済事業者所定の処理が完了しなかった場合には、立替金を支払われないものとします。なお、立替金には、国内コード決済事業者が支払いを留保又は拒絶した場合の商品等の代金は含まないものとします。 （略） （8）（7）の支払いに当たって、当社は、第<u>2 5</u>条第2項に従って所定の手数料等を控除ことができ、立替金の支払をそ</p>

<p>の委託する第三者に代行させることができるものとします。また、国内コード決済サービスや包括代理人によって、(6)(7)の支払順が前後する場合があるものとし、(7)の支払日当日が金融機関の休業日の場合には前営業日とします。</p>	<p>の委託する第三者に代行させることができるものとします。また、国内コード決済サービスや包括代理人によって、(6)(7)の支払順が前後する場合があるものとし、(7)の支払日当日が金融機関の休業日の場合には前営業日とします。</p>
<p>第21条 (立替金の支払等)</p> <p>1. 第20条(6)に基づいて国内コード決済事業者が支払う立替金について、国内コード決済事業者の支払義務は当社に対して支払った時点で消滅するものとし、同条(7)に基づいて当社が支払う立替金について、当社の支払義務は包括代理人に対して支払った時点で消滅するものとします。</p> <p>(略)</p> <p>3. 理由を問わず、国内コード決済事業者から当社に対して所定の立替金の支払(第20条(6))がなされない場合、当社は、立替金(当該時点以降に支払が予定されているもの全て)の支払をしないものとします。また、すでに当社が支払済みの場合、包括代理人は、当社の求めに応じて当社から支払われた立替金を当社に返還するものとします。</p>	<p>第20条 (立替金の支払等)</p> <p>1. 第19条(6)に基づいて国内コード決済事業者が支払う立替金について、国内コード決済事業者の支払義務は当社に対して支払った時点で消滅するものとし、同条(7)に基づいて当社が支払う立替金について、当社の支払義務は包括代理人に対して支払った時点で消滅するものとします。</p> <p>(略)</p> <p>3. 理由を問わず、国内コード決済事業者から当社に対して所定の立替金の支払(第19条(6))がなされない場合、当社は、立替金(当該時点以降に支払が予定されているもの全て)の支払をしないものとします。また、すでに当社が支払済みの場合、包括代理人は、当社の求めに応じて当社から支払われた立替金を当社に返還するものとします。</p>
<p>第22条 (紛議等)</p> <p>(略)</p> <p>2. 前項の紛議その他の理由により、利用者が国内コード決済事業者に対して売買契約等の代金にかかる支払留保・拒絶、支払済みの金員の返還・差引充当、取引の取消・解除、決済取消等を求めた場合には、これが解決するまで当社及び国内コード決済事業者は第21条の立替金の支払いを保留することができ、また、利用者に対して返金することもできるものとします。また、すでに当該立替金をすでに当社が包括代理人</p>	<p>第21条 (紛議等)</p> <p>(略)</p> <p>2. 前項の紛議その他の理由により、利用者が国内コード決済事業者に対して売買契約等の代金にかかる支払留保・拒絶、支払済みの金員の返還・差引充当、取引の取消・解除、決済取消等を求めた場合には、これが解決するまで当社及び国内コード決済事業者は第20条の立替金の支払いを保留することができ、また、利用者に対して返金することもできるものとします。また、すでに当該立替金をすでに当社が包括代理人</p>

に支払済みの場合は当社が指定する方法により当社に返金するものとします。	に支払済みの場合は当社が指定する方法により当社に返金するものとします。
第23条（返品等）	第22条（返品等）
第24条（請求代金の立替払の解除等）	第23条（請求代金の立替払の解除等）
第25条（売上情報等の送信）	第24条（売上情報等の送信）
第26条（手数料）	第25条（手数料）
第27条（加盟店業務の適切性確保）	第26条（加盟店業務の適切性確保）
第28条（商品の所有権） 1. 国内コード決済サービスを利用した売買契約等に基づく商品の所有権は、当該立替金等が国内コード決済事業者から当社に支払われたときに国内コード決済事業者に移転するものとします。ただし、第23条（返品等）の定めに従って取消情報が国内コード決済事業者に送付された場合、請求代金に係る商品の所有権は、第21条に基づき当社が当該立替金等を国内コード決済事業者に返還したときに、包括代理人又は店子に戻るものとします。	第27条（商品の所有権） 1. 国内コード決済サービスを利用した売買契約等に基づく商品の所有権は、当該立替金等が国内コード決済事業者から当社に支払われたときに国内コード決済事業者に移転するものとします。ただし、第22条（返品等）の定めに従って取消情報が国内コード決済事業者に送付された場合、請求代金に係る商品の所有権は、第20条に基づき当社が当該立替金等を国内コード決済事業者に返還したときに、包括代理人又は店子に戻るものとします。
第29条（差押えの場合）	第28条（差押えの場合）
第30条（相殺） （略） 2. 前項により、国内コード決済事業者から当社に対して支払いがなされなかった金額について、当社は第20条に関わらず包括代理人及び店子への支払いを行わないものとします。また、すでに包括代理人又は店子へ支払済みの場合には、当該包括代理人又は店子は当該金額を当社に対して当社の求めに応じて直ちに返還するものとします。	第29条（相殺） （略） 2. 前項により、国内コード決済事業者から当社に対して支払いがなされなかった金額について、当社は第19条に関わらず包括代理人及び店子への支払いを行わないものとします。また、すでに包括代理人又は店子へ支払済みの場合には、当該包括代理人又は店子は当該金額を当社に対して当社の求めに応じて直ちに返還するものとします。
第31条（端数処理）	第30条（端数処理）
第32条（システム・サービスの中止・停止、契約の解除等）	第31条（システム・サービスの中止・停止、契約の解除等）
第33条（中途解約等） 1. 本契約の有効期間は本契約締結の日か	第32条（中途解約等） 1. 包括代理人又は店子及び当社は、有効

<p>ら1年間とします。但し、有効期間満了3ヶ月前までに包括代理人又は店子及び当社から何ら書面による意思表示がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後も同様とします。包括代理人又は店子及び当社は、有効期間中において本規約を解約しようとする場合には、相手方に3ヶ月前までに書面による通知を行なうことにより、本契約を解約できるものとします。但し、包括代理人及び店子が1年以上継続して国内コード決済を取扱っていない場合、または、当社が包括代理人及び店子との連絡不能の状態が相当期間継続した場合（包括代理人及び店子との連絡不能による場合は、第10条第2項に基づき、届出住所に通知を送付すれば、通常到着すべきときに通知を行ったものとみなす）、当社は包括代理人及び店子に予告することなく本契約を解約できるものとします。</p>	<p>期間中において本契約を解約しようとする場合には、相手方と誠実に協議を行うものとし、協議が整わないと合理的に判断したときは相手方に3ヶ月前までに書面による通知を行なうことにより、本契約を解約できるものとします。</p>
<p>第34条（d 払いにおける契約終了時の特則）</p>	<p>第33条（d 払いにおける契約終了時の特則）</p>
<p>第35条（反社会的勢力の排除）</p>	<p>第34条（反社会的勢力の排除）</p>
<p>第36条（その他の遵守事項、免責）</p>	<p>第35条（その他の遵守事項、免責）</p>
<p>第37条（d 払いにおける免責の特則）</p>	<p>第36条（d 払いにおける免責の特則）</p>
<p>第38条（苦情対応等）</p>	<p>第37条（苦情対応等）</p>
<p>第39条（取引データの保持）</p>	<p>第38条（取引データの保持）</p>
<p>第40条（d 払いにおけるd ポイント付与の特則）</p>	<p>第39条（d 払いにおけるd ポイント付与の特則）</p>
<p>第41条（d 払いにおけるd ポイント付与の取消等の特則）</p>	<p>第40条（d 払いにおけるd ポイント付与の取消等の特則）</p>
<p>第42条（d 払いにおける加盟店名簿掲載の特則）</p>	<p>第41条（d 払いにおける加盟店名簿掲載の特則）</p>
<p>第43条（PayPay フランチャイズ加盟店管理に関する特約）</p>	<p>第42条（PayPay フランチャイズ加盟店管理に関する特約）</p>
<p>第44条（PayPay フランチャイジーに対する管理義務）</p>	<p>第43条（PayPay フランチャイジーに対する管理義務）</p>

第45条 (PayPay フランチャイジーに対する調査協力等)	第44条 (PayPay フランチャイジーに対する調査協力等)
第46条 (本規約の変更)	第45条 (本規約の変更)
第47条 (ロゴ等の使用)	第46条 (ロゴ等の使用)
第48条 (知的財産権)	第47条 (知的財産権)
第49条 (損害賠償)	第48条 (損害賠償)
第50条 (遅延損害金)	第49条 (遅延損害金)
第51条 (第三者からの申立)	第50条 (第三者からの申立)
第52条 (国内コード決済事業者及びゲートウェイ事業者との窓口)	第51条 (国内コード決済事業者及びゲートウェイ事業者との窓口)
第53条 (通知)	第52条 (通知)
第54条 (専属的合意管轄裁判所)	第53条 (専属的合意管轄裁判所)
第55条 (準拠法)	第54条 (準拠法)
s t e r a c o d e 包括代理加盟店規約 (海外コード決済用)	
<p>第16条 (支払方法)</p> <p>(略)</p> <p>5. 包括代理人および店子から提出された売上債権の正当性に疑義があると当社が認めた場合、包括代理人および店子は正当性を証明できる資料の提出等当社の調査に協力し、当社は調査が完了したと判断するまで包括代理人に対する当該代金の支払いを保留できるものとします。<u>また、調査開始より 30 日を経過しても疑義が解消しない場合には、当該代金の支払いを拒絶できるものとします。調査が完了し、当社が当該代金の支払いを相当と認めた場合には、当社は包括代理人及び店子に当該代金を支払うものとします。</u>この場合、保留した支払代金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。</p>	<p>第16条 (支払方法)</p> <p>(略)</p> <p>5. 包括代理人および店子から提出された売上債権の正当性に疑義があると当社が認めた場合、包括代理人および店子は正当性を証明できる資料の提出等当社の調査に協力し、当社は調査が完了したと判断するまで包括代理人に対する当該代金の支払いを保留できるものとします。この場合、保留した支払代金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。</p>
<p>第40条 (届出事項の変更等)</p> <p>(略)</p> <p>4. 包括代理人および店子が第3条第1項(6)及び第2項に定める表明保証確約事項に反すると具体的に疑われる場合には、</p>	<p>第40条 (届出事項の変更等)</p> <p>(略)</p> <p>4. 包括代理人および店子が第3条第2項に定める表明保証確約事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、包括代理</p>

<p>当社は、包括代理人および店子に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、包括代理人および店子は、これに応じるものとします。</p>	<p>人および店子に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、包括代理人および店子は、これに応じるものとします。</p>
<p>第43条（有効期間・解約） <u>本規約の有効期間は本規約締結の日から1年間とします。但し、有効期間満了3ヶ月前までに包括代理人および当社から何ら書面による意思表示がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後も同様とします。</u> 包括代理人および当社は、本規約の有効期間中において本規約を解約しようとする場合には、相手方に30日前までに書面による通知を行なうことにより、本規約を解約できるものとします。但し、包括代理人および店子が1年以上継続して海外コード決済を取扱っていない場合、または、当社が包括代理人および店子との連絡不能の状態が相当期間継続した場合（包括代理人との連絡不能による場合は、第40条第3項に基づき、届出住所に通知を発送すれば、通常到着すべきときに通知を行ったものとみなす）、<u>当社は包括代理人及び店子に予告することなく本規約を解約できるものとします。</u></p>	<p>第43条（有効期間・解約） 包括代理人および当社は、本規約の有効期間中において本規約を解約しようとする場合には、<u>相手方と誠実に協議を行うものとし、協議が整わないと合理的に判断したときは相手方に30日前までに書面による通知を行なうことにより、本規約を解約できるものとします。</u>但し、包括代理人および店子が1年以上継続して海外コード決済を取扱っていない場合、または、当社が包括代理人および店子との連絡不能の状態が相当期間継続した場合、<u>当社は包括代理人に30日前までに書面による通知を行なうことにより</u>（包括代理人との連絡不能による場合は、第40条第3項に基づき、届出住所に通知を発送すれば、通常到着すべきときに通知を行ったものとみなす）、本規約を解約できるものとします。</p>